

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

広島県宮鞆町鍛冶駐車場における指定管理者に係る監督業務等を地方機関において行うため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年二月十五日